

第4 1回懇話会における議事

[議事1] 令和6年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）について

(消費・生活安全課)

資料1～2をご準備ください。

中核市である奈良市は独自に計画を策定していますので、ここでは、県の監視指導計画等について説明いたします。

食品衛生監視指導計画は、食品衛生法第24条において、年度ごとに策定することが規定されております。

食品衛生監視指導計画策定にあたり、原案を作成し、この懇話会で示し、意見を調整した上で、県民へ意見募集（パブリックコメント）を行った上で、策定したいと考えております。

計画全てについてこの場で説明はできませんので、概要版として資料1をつけておりますので、これに沿って説明いたします。

当計画の目的、実施対象、実施期間は記載のとおりです。実施にあたっての基本的方向として、

- (1) 食品に起因する健康危害の防止
- (2) 食品等の規格基準、食品表示基準を遵守するよう監視指導を徹底
- (3) 食の安全安心に関する情報発信と食品衛生知識の普及啓発の推進
- (4) 食品等事業者の自主衛生管理の促進及びHACCPに沿った衛生管理の実施確認
- (5) 食品の試験検査の実施

以上のことに努めることとしております。

実施体制は5に記しています。当課、県内3カ所の保健所・1出張所、2カ所の食品衛生検査施設が主体となり、必要となれば、国、県庁内関係部局、他自治体等と連携をとっていきます。

昨年度計画からの主な変更点を6に記しています。計画本文のページ数を参考にしてください。

(1) 計画本文7頁です。食中毒発生防止対策に関する事項について、腸管出血性大腸菌及び寄生虫による食中毒について直近の発生状況を反映した内容に修正しております。

(2) 計画本文8頁及び9頁です。

3 施設への立入検査及び食品等の検査に関する事項に2つ変更点がございます。まず今年度の食品衛生法一部改正により、事業譲渡による営業許可・届出について、届出により地位の継承が可能となり、それに伴い届出後の立入等による衛生確認を追記しています。

2つ目についてですが、食品等の検査実施計画の中に放射性物質の検査に関する項目がありましたが、令和6年度からは削除しております。第39回の懇話会の際にもお伝えさせていただいておりましたが、本県では平成23年3月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受け、平成25年度より農産物の放射性物質検査を年間50件程度実施してまいりました。しかし、事故発生から10年以上が経過し、これまでの検査において県内流通品で国が定めた食品中の放射性物質の基準値を上回った食品はなかったこと、さらに国の放射性物質検査のガイドラインに基づいたモニタリング検査や出荷制限等の管理体制が確立し、市場に流通する食品の安全性が確保されていることから、令和6年度以降の放射線物質検査について一旦見合わせさせていただきます。また必要性ができましたら、またその際に監視指導計画に含めるように検討したいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

(3) 計画本文9頁です。4 違反を発見した場合の対応 (2) 食品等の検査により違反を発見した場合の対応、のところに自主回収報告制度の事業者への周知を追加しています。

(4) 計画本文10頁です。一斉取締の時期を追記しています。

(5) 計画本文14頁です。第5 情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項のところに、こども食堂に関する事項を追加しています。近年非常に関心の高いものとなっております。県の関連課と連携して、周知を図りたいと考えています。

(6) 計画本文16頁です。別表1 令和6年度年間標準監視指導回数のところにおお阪・関西万博を見据えた監視指導を追記しております。他府県からの観光客、インバウンド増加により一層宿泊施設利用者が増えることを鑑み、宿泊施設で飲食店営業を行っているところへの指導を強化してまいります。

(7) 計画本文19頁です。別表2に令和5年3月9日に食品表示基準が改正され、食物アレルギーの義務表示対象品目（特定原材料）にくるみが追加されたことに伴い、検査対象項目に追記しております。

(8) 計画本文 23 頁です。先ほどの件にも関連しますが、特定原材料の説明を追加しております。

(9) 計画本文 17、18 頁です。収去の検体数ですが、検査機関ごとに分けて集計を行っています。

保健研究センター実施分

令和 5 年度 総体 3 7 1 検体

令和 6 年度 総体 3 1 7 検体

市場食品検査課実施分

令和 5 年度 総体 4 2 9 検体

令和 6 年度 総体 4 1 9 検体

外部検査機関実施分

令和 5 年度 総体 4 検体

令和 6 年度 総体 4 検体

当計画（案）については、本日、懇話会でいただいた意見を反映し、本年 2 月上旬から 1 ヶ月間（30 日間）意見募集を行ったうえで、最終的に令和 6 年度計画として策定したいと考えております。

【議事 2】（1）培養肉について

第 40 回懇話会に培養肉に関する議題があり拝読いたしました。一消費者の目からすれば、大変不自然なことのように思われます。消費者が望む食の安心安全は、残念ながら国家のプロジェクトであるフードテックと相反する事のように思われます。現在、すでに「気候難民」が生まれている国々では貧困や食糧不足が喫緊の課題ですが、現在進んでいるフードテックはそれを救うには間に合いません。「将来の食糧事情のため」とされ、斬新な研究が様々ありますが、果たして役に立つのでしょうか。リスクコミュニケーションのための「科学的知見」という言葉も、日進月歩の科学の世界では確固たる裏付けとも言い難いようにも思われます。国の方針はもちろん大切ですが、「奈良県にできること」の視点を望みます。

【竹本委員】

(消費・生活安全課)

食品安全については、食品安全基本法第3条にもあるように「食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。」との記載があり、この基本的認識により、食品安全に係る様々な施策が実施されています。

培養肉を含む細胞培養技術を用い作られる食品は、現状、日本において、研究開発の段階にあるものと承知しております。現状の正確な情報や、安全性が明確となっていない状態、つまり食品の安全性の確保における最も重要な基本認識である国民の健康の保護が欠如している状態で、食品としての推進を行うことは不適切であり、消費者の方への誤解を招き、誤ったメッセージを与えるおそれがあるのではないかと考えております。

厚生労働省では、培養肉に関して、厚生労働科学研究等により、安全性に関する科学的知見の収集や研究開発の状況等の情報収集、新開発食品調査部会による議論が実施されているところです。また、新しい技術であるため、県として現状食品としての推進等を担当する課はない状況です。

今後、国により細胞培養技術を用い作られる食品の安全性に関する情報、知見がまとめられ、将来的には、必要な規制が実施されるものと考えております。こういった国の動向等を注視し、安全性について十分な検討がされた後、必要なことを検討、実施していくことになろうかと考えます。

[議事2] (2) 培養魚肉について

新聞で培養魚肉が取り上げられていた。培養魚肉は、魚の細胞を採取し、栄養分を加えた培養液の中で増殖させて作る魚肉で、世界の人口増で需要が増えるなか、食料確保策の一つとして開発競争が活発とのことである。食料自給率の低い日本としては、重要な案件になる可能性があると思われる。

奈良県としても、県民に培養魚肉に関して、現状等を広報することも必要なことの一つではと思われる。県のご見解等をお聞かせいただきたい。

【坂上委員】

(消費・生活安全課)

まず、培養魚肉や培養肉についてお話をさせていただきたいと思います。

培養魚肉や培養肉は、ご説明のあったとおり、魚、牛、家禽などの動物細胞を生体から採取し、生体外で培養するという、細胞培養技術を用い作られる食品です。

細胞培養技術を用い作られる食品は、現状、日本において、研究開発の段階にあるものと承知しております。正確な情報や、安全性が明確となっていないため、公的な機関に要求される正確な情報提供等が難しいと考えており、現時点で広報等積極的に行うことは消費者の方への誤解を招き、誤ったメッセージを与えるおそれがあるのではないかと考えております。

本件については現在、厚生労働省において厚生労働科学研究等により、安全性に関する科学的知見の収集や研究開発の状況等の情報収集、新開発食品調査部会による議論が実施されているところです。

今後、国により細胞培養技術を用い作られる食品の安全性に関する情報、知見がまとめられ、将来的には、必要な規制が実施されるものと考えております。こういった国の動向等を注視し、安全性について十分な検討がされた後、必要な情報提供等を検討、実施していくことになろうかと考えます。

[議事2] (3) 大和橘について

新聞の報道で、日本固有の柑橘類「大和橘」が県内で収穫時期を迎えており、再生に取り組む「なら橘プロジェクト推進協議会」によると、12月下旬までに1トン以上の収穫を見込むと報道されていた。約10年前から植樹を続けており、現在は主に大和郡山、奈良、天理の3市にある農地で計約2,000本を育てているとのことであった。

奈良県としてのブランドになる可能性もうかがえるのではと思われる。奈良県内の他の市町村に拡大していくことが本件に関して、県の総合的なご見解等をお聞かせいただきたい。

【坂上委員】

(農業水産振興課)

「大和橘」については、日本固有の品種で、大和郡山市等で作付け推進が行われていることは、当県でも承知しております。

しかし、「大和橘」については、栽培用に開発された品種では無く、野生に近い柑橘という位置づけであり、

- ① 収穫量の年次変動が大きく、収量も少ないこと
- ② 果実の酸度が高く、収穫した果実は、生食用には向かないこと。
- ③ 収穫する果実が小さく、収穫労力がかかること

等の理由により労働生産性が悪く、営利栽培に向かない品目であり、当県では、生産農家への作付け推進を行っていないのが現状です。従って、現在のところは、上記の理由を十分に理解していただいている方が、作付けを行っているところです。

当県では現在、県内4カ所に設置されている農林(農業)振興事務所が、現在作付けされている「大和橘」の収量向上のための栽培指導や、植え付け指導を行っており、今後も指導を継続していく所存です。

[議事2] (4) 食品衛生責任者の資質向上について

生食発 0831 第 19 号令和 5 年 8 月 31 日「食品衛生責任者の選任と資質向上について」の通知が発信されています。

HACCP に沿った衛生管理の実施の為に、実務講習会の実施や HACCP の教育・指導・相談が求められています。

県の取組についてご教授下さい。

【松井委員】

(消費・生活安全課)

資料3をご覧ください。国通知にもありますように、食品衛生責任者を取得後も、衛生管理に必要な知識はアップデートされますので継続的な実務講習会の受講について県として進めていきたいと考えています。現在奈良県食品衛生協会が実務講習会について、オンライン講習会を実施していただいているところではありますが、来年度より集合開催の検討もされているようで、体制を整えていただいている状況です。

実務講習会の周知については、コロナ状況下では事業者へ直接周知する機会が少なかった状況ですが、今回の通知を受けて周知方法については検討が必要であると考えているところです。県消費・生活安全課ホームページに実務講習会について案内の掲載や、許可更新の際に保健所窓口で案内してもらおう等様々な方法で周知をはかり、県としても受講促進していきたいと考えています。また HACCP につきましても、まだまだ理解が進んでいないところもあると聞いておりますので、このような実務講習会の機会で知識向上をはかっていただくとともに、他動画研修できる方法などは国でも各種用意されているので、各事業者には保健所の通常監視の際にも重点的に周知してまいります。

[議事2] (5) 学校給食における有機農業で作られた食材の提供について

学校給食の奈良県産有機農法の食材提供に向けて、展望をお伺いしたいです。第38回の懇話会の議題に提出したことと同じですが、食育、環境保護、農薬や肥料価格の高騰の観点からも、出来れば地元で調達する仕組みがしっかりと根付いていけばよいと思います。

【竹本委員】

(健康・安全教育課)

農林水産省の「みどりの食料システム戦略」では、有機農法による食材の学校給食での利用が求められていますが、県全体としての生産量は少なく、価格についても高値であることから、積極的な使用には至っていない現状にあります。今後、学校給食関係者を対象とした研修会等において、先進的な取組の情報提供をしていきたいと考えます。また、県内の学校給食における地場産物及び県内製造品の活用割合はR4年度調査において29.5%と調査開始時から大きく増加しております。現在、物価高騰等の社会情勢の影響を受け、1食単価が限られた学校給食は大変厳しい状況におかれています。引き続き、安全・安心で魅力ある学校給食の提供に努めて参ります。

[議事2] (6) 農産物の生産性維持について

農産物の適正価格が議論されているが、生産コストに見合う価格にならないと生産意欲が湧かないと思う。遊休農地を減らす努力をと言われるが、小規模農家の多い奈良県としては、生産性の維持をどう考えておられますか。

【西川委員】

(農業水産振興課)

近年、農産物の生産コストが上昇しており、特に小規模農家では生産コストに見合う価格と現状の販売価格の差が大きくなっています。

一方で、消費者が安定した価格で農産物を購入できるよう生産振興を進める必要があると考えています。

県では、農家の販売希望価格と消費者の購入希望価格の差を縮めるため、生産者に省力化や低コスト生産のための情報提供や技術指導を実施しています。また、農産物価格の向上を目指し、ブランド化、高品質生産に向けた支援を実施しています。加えて、小規模農家が集まって共同出荷や産地化に取り組むと、価格低落時に補填を行う野菜価格安定対策事業や、施設・機械等の導入経費の一部を支援する補助事業を活用できる場合もありますので、地域の実情に合わせ支援して参ります。

[議事2] (7) 「奈良県食品表示サポーター」について

令和5年度奈良県食の安全・安心行動計画の食品表示適正化の推進のところで食品表示サポーターの募集がなされているとありましたが100名の予定のところ42名の実績出会った件について、食品表示は消費者にとって大切な情報であるにもかかわらず全県下で4名しか応募がないのはとても残念です。県のホームページだけで広報されていたのでしょうか？

【竹本委員】

(消費・生活安全課)

まず食品表示サポーターの制度についてご説明いたします。
食品表示サポーターの制度ですが、日常の買い物などの中で食品表示の継続的なモニターにより、これを通じて食品表示の適正化を図ることを目的としております。サポーターの方ですが、サポーターとして活動したいと応募いただいた消費者の方を食品表示サポーターとして登録しています。モニター活動は、無償で実施いただいております、その状況等を定期的に報告していただいております。応募については、現在消費・生活安全課のホームページにより案内させていただいておりますが、以前は、なら食に関するリスクコミュニケーションでも案内をしておりました。新型コロナウイルス感染症の影響により、集合開催によるリスクコミュニケーションを中止または、オンラインによる動画視聴による実施となったため、リスクコミュニケーションでの表示サポーターの案内を見合わせておりました。

今後はライン、アプリ掲載（ナラプラス等）、ホームページへの掲載に加え様々な周知の手法を検討するといった公報のあり方とともに、食品表示サポーターの方のあり方等についても検討していきたいと考えております。

〔議事2〕(8) 高病原性鳥インフルエンザ関係について

農林水産省は、令和5年（2023年）12月に「高病原性鳥インフルエンザの発生状況と今後の対策について」と題する報告を行っている。その中で、農場の分割管理マニュアルの概要として、「分割管理の考え方および取組の進め方」を提示している。（<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/index-214.pdf>）

なお、本件に関しては先の第40回奈良県食品安全・安心懇話会での提案議題として提出したが、今回、農林水産省から農場の分割管理マニュアルの概要が具体的に出されたことについては奈良県として県内の養鶏場等に迅速に啓発することが必然であると思われる。本件について、奈良県の進め方等をお伺いしたい。

(畜産課)

令和5年9月に農林水産省「農場の分割管理に当たっての対応マニュアル」が策定されて以降、県内養鶏場への立入機会や家畜保健衛生所からの広報誌等を活用し、農場分割の考え方について養鶏場へ情報共有を行うとともに、希望がある場合には家畜保健衛生所に相談いただくよう周知を行ったところです。今後、新たに分割管理に係る希望があった場合には、当該農場の飼養衛生管理や作業動線等の状況を確認し、飼養衛生管理基準等に基づいた必要な指導・助言を行っていく予定です。